



島根県報

平成16年 1月27日 (火)

第 1 541 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則 (情 報 政 策 課) 1

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 7

告 示

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 9

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 10

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 10

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 11

島根県指定金融機関等の名称等 (会 計 課) 11

公 告

都市計画決定の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 13

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 13

公 企 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程 (企 業 局) 14

公 安 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 15

公布された条例等のあらまし

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則 (規則第 1 号)

1 規則の概要

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に伴い、必要となる様式を定めることとした。

2 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第 2 号)

1 規則の概要

(1) 指定金融機関等の名称等の告示項目を改めることとした。(第 3 条関係)

(2) その他規定の整理 (様式第 8 号、様式第 11 号、様式第 24 号、様式第 42 号関係)

2 施行期日

平成16年 2 月 1 日から施行することとした。

規

則

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則をここに公布する。

平成16年 1 月 27 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 1 号

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法」という。)の施行に関し、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)及び島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年島根県条例第72号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電子証明書発行の申請書の様式)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する申請書は、様式第 1 号による。

(電子証明書失効の申請書の様式)

第 3 条 法第 9 条第 2 項において準用する法第 3 条第 2 項に規定する申請書は、様式第 2 号による。

(電子証明書更新の申請書の様式)

第 4 条 法第 3 条第 7 項の規定により提供された電子証明書(同条第 1 項に規定する電子証明書で、その有効期間が 3 月未満のものに限る。以下同じ。)の更新の申請(法第 9 条第 1 項の規定により電子証明書の失効を求める旨の申請(電子証明書が記録された法第 3 条第 4 項に規定する電磁的記録媒体を提出する場合に限る。))を行い、引き続き、同条第 1 項の規定により電子証明書の発行の申請を行うことをいう。)は、前条の規定にかかわらず、様式第 1 号により行うことができる。

(利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出書の様式)

第 5 条 法第10条第 2 項において準用する法第 3 条第 2 項に規定する届出書は、様式第 3 号による。

(身分証明書の様式)

第 6 条 法第47条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、様式第 4 号による。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

電子証明書 新規発行 / 更新 申請書

年 月 日

島根県知事 様

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、電子証明書の発行を申請します。

申 請 者	ふ り が な			
	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	電 話 番 号	()		
	代 替 文 字	有 ・ 無	代替文字の候補	
代 理 人	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号	()		
市町村担当者記入欄	受付担当者		受付年月日	
	通 信 の 有 無	破 棄 / 職 権 失 効 の 有 無	発 行 手 数 料 徴 収 額	
	有 () 回 ・ 無	有 () 回 ・ 無	円	
	無通信、破棄 / 職権失効及び発行手数料無料の理由等			

(注) 1 印欄には記入しないでください。

2 更新は有効期間満了の 3 月前から可能です。手続には既存の電子証明書が格納された IC カードが必要です。

3 「代替文字」欄は、申請者の氏名に使用されている文字で、コンピューターの画面に正確に表示されない文字があることをご存じの場合に、該当する文字の有無とその文字に代えて使用したい文字を記入してください。

4 「代理人」欄は、代理人を通じて申請される場合に必要事項を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

電子証明書失効申請書

年 月 日

島根県知事 様

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、電子証明書の失効を申請します。

申請者	ふりがな				
	氏名				
	住所				
	生年月日	年	月	日	性別 男・女
	電話番号	()			
	シリアル番号を確認できる資料	有・無	シリアル番号		
代理人	氏名				
	住所				
	電話番号	()			
市町村担当者記入欄	受付担当者				
	受付年月日				

- (注) 1 印欄には記入しないでください。
 2 「シリアル番号を確認できる資料」欄は、電子証明書発行時にお渡しした電子証明書の写し、電子証明書が記録されているICカード等の電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無を記入してください。
 3 「シリアル番号」欄は、シリアル番号が分かる場合に記入してください。
 4 「代理人」欄は、代理人を通じて申請される場合に必要事項を記入してください。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

利用者署名符号 (秘密鍵) 漏えい等届出書

年 月 日

島根県知事 様

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第 1 項の規定により、利用者署名符号 (秘密鍵) の漏えい等を届け出ます。

届 出 者	ふ り が な				
	氏 名				
	住 所				
	生 年 月 日	年	月	日	性 別 男 ・ 女
	電 話 番 号	()			
	シリアル番号を 確認できる資料	有 ・ 無	シリアル番号		
代 理 人	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号	()			
市町村担当 者記入欄	受 付 担 当 者				
	受 付 年 月 日				

(注) 1 印欄には記入しないでください。

2 「シリアル番号を確認できる資料」欄は、電子証明書発行時にお渡しした電子証明書の写し、電子証明書が記録されている IC カード等の電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無を記入してください。

3 「シリアル番号」欄は、シリアル番号が分かる場合に記入してください。

4 「代理人」欄は、代理人を通じて届出される場合に必要事項を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

(表面)

第 号

身分証明書

所属

職名

氏名

上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明します。

年 月 日

島根県知事

印

(裏面)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(抄)

(報告及び立入検査)

第47条 略

- 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 2 号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「所在地」を「事務を取り扱う店舗」に改める。

様式第 8 号その 1 の裏面、様式第11号の裏面及び様式第24号の 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納入場所

- 次の金融機関の国内の全店舗
 - 山陰合同銀行
 - みずほ銀行
- 次の金融機関の島根県内の各店舗
 - 島根銀行
 - しまね信用金庫
 - 島根中央信用金庫
 - 日本海信用金庫
 - 津和野信用金庫
 - 出雲信用組合
 - 島根益田信用組合
 - 島根県内の各農業協同組合
 - 島根県信用農業協同組合連合会
 - 島根県信用漁業協同組合連合会

- 郵便局
 - 島根県内の郵便局
 - 岡山県内の郵便局
 - 山口県内の郵便局
 - 島根県内の郵便局
 - 広島県内の郵便局

備考 上記の「店舗」とは、本店（本所）、支店（支所）及び出張所をいいます。

様式第42号その 1 の裏面及び様式第42号その 2 の裏面を次のように改める。

(裏面)

納入場所

- 次の金融機関の国内の全店舗
山陰合同銀行 みずほ銀行

- 次の金融機関の島根県内の各店舗
島根銀行 鳥取銀行
しまね信用金庫 広島銀行
島根中央信用金庫 山口銀行
日本海信用金庫 中国労働金庫
津和野信用金庫 米子信用金庫
出雲信用組合 商工組合中央金庫
島根益田信用組合 信用組合広島商銀
島根県内の各農業協同組合
島根県信用農業協同組合連合会
島根県信用漁業協同組合連合会

- 郵便局
島根県内の郵便局 鳥取県内の郵便局
岡山県内の郵便局 広島県内の郵便局
山口県内の郵便局

備考 上記の「店舗」とは、本店（本所）、支店（支所）及び出張所をいいます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告

示

島根県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第 1 項の規定に基づき、八束郡鹿島町土地改良区理事長から宇出地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2 第 1 項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 1月27日から21日間

3 縦覧の場所

鹿島町役場

島根県告示第64号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字平田1473 - 2、1473 - 3、1474 - 2、1475 - 3、1480 - 3、1481 - 2、1481 - 3、1482 - 2（以上8筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

島根県告示第65号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

八束郡鹿島町大字古浦601 - 17 川上 清忠

” ” 大字手結1318 安達 福二

” ” 大字片匂495 - 13 山本 繁

(2) 加入区

恵曇加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

恵曇漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所
 恵曇漁業協同組合

島根県告示66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
 大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 大田市大田町
- 3 縦覧場所
 島根県土木部都市計画課及び大田市役所

島根県告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項、第3項又は第4項の規定に基づき指定する島根県指定金融機関、島根県指定代理金融機関及び島根県収納代理金融機関の名称及び事務を取り扱う店舗並びに取り扱う事務の範囲は次のとおりとし、平成16年2月1日から施行する。

島根県指定金融機関等の名称等（昭和57年島根県告示第450号）は、廃止する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
株式会社山陰合同銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納及び支払の事務

2 指定代理金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
島根県信用農業協同組合連合会	島根県内に所在する本所及び支店	(1) 県の公金の収納事務 (2) 農業諸施策経費（支出科目が農業費、畜産業費又は農地費であるものに限る。）の支払事務で本庁払に係るもの (3) 次に掲げる地域に住所を有する債権者に対する支払事務（支払方法が送金支払であるものに限る。） ア 松江市（上大野町、大野町及び魚瀬町の区域に限る。） イ 出雲市（船津町、上島町、西谷町、稗原町、野尻町、宇那手町、馬木町、朝山町、所原町、見々久町）

		<p>及び乙立町の区域に限る。)</p> <p>ウ 益田市(馬谷町、波田町、下波田町、長沢町、美濃地町、有田町、上黒谷町、桂平町、黒周町、柏原町、愛栄町、戸田町、小浜町、喜阿弥町及び飯浦町の区域に限る。)</p> <p>エ 大田市(富山町、山口町、三瓶町池田、三瓶町志学、三瓶町多根、三瓶町小屋原、三瓶町上山、三瓶町野城、水上町、大森町、祖式町、大屋町及び大代町の区域に限る。)</p> <p>オ 江津市(波積町本郷、波積町南及び波積町北の区域に限る。)</p> <p>カ 八束郡島根町及び八雲村</p> <p>キ 能義郡広瀬町(下山佐、上山佐、奥田原、西谷、西比田、東比田及び梶福留の区域に限る。)及び伯太町</p> <p>ク 仁多郡仁多町(大字上阿井及び大字下阿井の区域に限る。)及び横田町(大字大馬木及び大字小馬木の区域に限る。)</p> <p>ケ 大原郡木次町(大字湯村、大字平田及び大字北原の区域に限る。)</p> <p>コ 飯石郡三刀屋町(大字神代、大字六重、大字中野、大字須所及び大字坂本の区域に限る。)、吉田村(大字曾木、大字上山、大字深野及び大字川手の区域に限る。)及び頓原町(大字八神、大字獅子、大字志津見及び大字角井の区域に限る。)</p> <p>サ 簸川郡佐田町及び多伎町</p> <p>シ 邑智郡邑智町(大字酒谷、大字九日市、大字片山、大字千原、大字石原及び大字熊見の区域に限る。)及び桜江町</p> <p>ス 那賀郡金城町、旭町(大字来尾、大字都川及び大字市木の区域に限る。)及び弥栄村</p> <p>セ 美濃郡美都町及び匹見町</p> <p>ソ 鹿足郡津和野町(大字中山、大字長福、大字豊稼、大字中川、大字山下、大字中曾野、大字吹野、大字邑輝、大字部栄、大字内美、大字田二穂、大字高峰及び大字名賀の区域に限る。)及び柿木村</p> <p>タ 隠岐郡西郷町(大字元屋、大字中村、大字湊、大字西村及び大字伊後の区域に限る。)、布施村、五箇村、都万村及び知夫村</p>
--	--	--

3 収納代理金融機関

名 称	事 務 取 扱 店 舗	事 務 取 扱 範 囲
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納事務
株式会社鳥取銀行	島根県内に所在する本店又は本所、支店又は支所及び出張所	
株式会社広島銀行		
株式会社山口銀行		
株式会社島根銀行		
しまね信用金庫		

島根中央信用金庫
日本海信用金庫
津和野信用金庫
米子信用金庫
商工組合中央金庫
中国労働金庫
出雲信用組合
島根益田信用組合
信用組合広島商銀
島根県信用漁業協同組合連合会
くにびき農業協同組合
やすぎ農業協同組合
雲南農業協同組合
いずも農業協同組合
斐川町農業協同組合
石見銀山農業協同組合
島根おおち農業協同組合
いわみ中央農業協同組合
西いわみ農業協同組合
隠岐農業協同組合
隠岐どうぜん農業協同組合

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
江津都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大田都市計画下水道

大田市公共下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 1 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 電気事業会計勘定科目表の資産の部中

「	建設仮勘定	(何)事業費	総係費	仮設備費用	」	の次に
「				資産減耗費	」	を加え、同工業用水道事業会計勘定科目

目表の資産の部中

「	建設仮勘定	(何)事業費	総係費	仮設備費用	」	の次に
「				資産減耗費	」	を加え、同水道事業会計勘定科目表の

資産の部中

「	建設仮勘定	(何)事業費	総係費	仮設備費用	」	の次に
「				資産減耗費	」	を加え、同宅地造成事業会計勘定科目

表の資産の部中

「	未成宅地	江島工業団地 造成事業費	総係費	仮設備費用	」	の次に
「				資産減耗費	」	を加え、

「	未成宅地	江津地域拠点 工業団地造成 事業費	総係費	仮設備費用	」の次に
「				資産減耗費	」を加え、
「	未成宅地	旭拠点工業団 地造成事業費	総係費	仮設備費用	」の次に
「				資産減耗費	」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 1月27日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第 1 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第17号中「街頭犯罪等対策室」を「安全まちづくり推進室」に改める。

第16条を次のように改める。

（安全まちづくり推進室）

第16条 生活安全企画課に、安全まちづくり推進室を附置する。

2 安全まちづくり推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総合的な犯罪抑止対策の企画及び推進に関すること。
- (2) 安全なまちづくりに関連する犯罪の分析及び統計に関すること。
- (3) 安全なまちづくりに役立つ情報の収集及び提供に関すること。

第48条の見出しを「（安全まちづくり推進室長）」に改め、同条第 1 項及び第 3 項中「街頭犯罪等対策室」を「安全まちづくり推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 1月28日から施行する。

